

東海大学医学部附属病院救急救命技術研究員要綱

(目 的)

- 1 この要綱は、東海大学医学部附属病院における救急救命技術研究員の身分及び就業に関する事項を定めたものである。

(定 義)

- 2 この要綱で救急救命技術研究員とは、所定の手続きを経て、東海大学医学部附属病院に採用され、高度救命救急センターの診療業務を支援し、病院前医療を研究する救急救命士をいう。

(義 務)

- 3 救急救命技術研究員は本要綱を遵守し、東海大学医学部附属病院高度救命救急センターの発展に努めなければならない。

(採 用)

- 4 東海大学医学部附属病院は採用を希望する者の中から採用試験を行い、合格した者を採用する。

(雇用形態)

- 5 救急救命技術研究員は有期間契約の臨時職員とする。臨時職員の服務規程を遵守しなければならない。

なお、当該契約は原則として更新することはできない。

(雇用期間)

- 6 雇用期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(賃 金)

- 7 時間あたり1,700円の時給制とし、月末締め翌月28日支払いとする。

ただし、交通費は別途支給するものとする。

(勤 務)

- 8 勤務時間は8時～翌日8時までとし、一回の勤務は、日勤帯8時から20時、夜勤帯20時から翌日8時までの12時間勤務で1週平均37.5時間を越えてはならない。4時間連続勤務で1時間の休憩をとらなければならない。

(業 務)

- 9 救急救命技術研究員は、つぎの事項を業務とする。
 - a 高度救命救急センターERにおける診療支援業務
 - b ドクターカー、ドクターヘリの運用および診療支援業務

- c メディカルコントロール協議会が運用する救急活動記録検証票、返書および心肺蘇生記録用紙等の運用支援業務
 - e 消防職員および救急救命士養成施設学生の病院実習（救急救命士病院研修、消防学校救急科課程実習、救急救命研修所病院実習・救急救命士養成校病院実習）における教育支援業務
 - f 症例カンファレンスへの参加、レジストリ登録等
 - g その他
- ※ a, b は院内メディカルコントロール体制の下で実施する。

（勤務変更）

- 10 救急救命技術研究員が欠勤するときは、事前に高度救命救急センター長の許可を受け、業務に支障を来さないよう努めなければならない。

（サービスの原則）

- 11 救急救命技術研究員はこの要綱に定めるものの他、業務上の指示に従い業務に専念しなければならない。

（サービス心得）

- 12 救急救命技術研究員はつぎの事項を守り、サービスに精励しなければならない。
- a 医療従事者としての自覚と責任をもって業務にあたる。
 - b 業務上知り得た事柄を他に漏らしてはならない。
 - c 業務上の権限を超えて専断的なことを行わない。
 - d 高度救命救急センターのスタッフとして品位を保つ。
 - e 高度救命救急センターの名誉と信用を傷つけない。
 - f 業務に関して不当な金品の借用または贈与の利益を受けない。

（解 雇）

- 12 東海大学医学部附属病院はつぎの事項にあたる場合に救急救命技術研究員を解雇することができる。
- a 救急救命技術研究員が心身の障害により業務に耐えられないと認められる場合。
 - b 救急救命技術研究員の就業状況が不良で就業に適しないと認められる場合。
 - c その他本学規則等に定めるところによる事項に該当する場合。

（施行と改廃）

- 13 この要綱は平成 30 年 4 月 1 日より施行し、東海大学医学部附属病院は必要に応じてこれを改廃する。